

地下鉄駅コンコース緑化事業

公募要綱

令和7年3月27日

福岡市交通局

目次

第1章 事業概要.....	2
1 事業の名称	2
2 事業の目的	2
3 事業対象駅	2
4 公募の内容	3
5 事業期間	3
6 事業の流れ	3
7 提案事項	4
第2章 公募手続き等に関する事項.....	7
1 応募者の備えるべき応募資格	7
2 公募及び選定の日程（予定）	9
3 応募手続き	10
4 優先交渉権者の選定	13
5 優先交渉権者の選定後の流れ	14
第3章 その他の事項.....	17
1 リスク分担	17
2 私権の制限	17
3 損害賠償責任	17
4 委託の禁止等	17
5 保険の担保	17
6 疑義対応	17
7 管轄裁判所の指定	17
8 事務局	18

添付資料一覧

別紙 1	要求水準書
別紙 2	審査基準書
別紙 3	評価項目及び配点表
別紙 4	提案様式集
別紙 5	基本協定書（案）
別紙 6	設計施工一括契約書（案）

様式一覧

様式 1	地下鉄駅コンコース緑化事業の公募要綱等における参考資料受領申請書兼誓約書
様式 2	現地説明会参加申込書
様式 3	公募要綱等に関する質問書

第 1 章 事業概要

第1章 事業概要

1 事業の名称

事業の名称は、「地下鉄駅コンコース緑化事業」（以下「本事業」という。）とする。

2 事業の目的

福岡市地下鉄は、昭和56年の開業以来、通勤・通学や観光など多くのお客様にご利用いただき、特に空港線天神駅、博多駅、福岡空港駅及び七隈線博多駅の乗車人員は、全線の約4割を占めている。

また、福岡市地下鉄では、「安全・安心の確保」や「快適で質の高いサービスの提供」などとともに、都市と共に発展する地下鉄を目指して、まちづくりと連携した取組みを推進しており、沿線まちづくりに合わせた駅施設の改良などに取り組んでいる。

現在、福岡市では、SDGsの実現やWell-beingの向上など、市民一人ひとりの生活の質の向上が求められている中、憩いや安らぎなど、多様な機能を持つ緑の重要性を踏まえ、「花や緑などによる潤いや安らぎを感じるまちづくり」に取り組んでいるところである。

本事業は、全市的な緑化推進施策に合わせ、民間のノウハウを活用し、特に利用者の多い地下鉄駅を緑あふれる空間にすることで、地下鉄をご利用されるお客様に彩や潤い、安らぎを感じていただくとともに、来街者の皆様に緑に対する本市の想いや“福岡らしい”おもてなしの気持ちを伝える印象的な緑空間の創出を目的とする。

3 事業対象駅

本事業の対象となる駅は下記のとおり。

(表1-1) 対象駅の概要

駅名	空港線			七隈線
	天神駅	博多駅	福岡空港駅	博多駅
所在地	福岡市中央区 天神二丁目	福岡市博多区 博多駅中央街	福岡市博多区 大字下臼井	福岡市博多区 博多駅中央街
建物構造	地下2層	地下3層	地下2層	地下5層
延べ面積	10,926㎡	20,703㎡	5,964㎡	10,315㎡
開業時期	昭和56年7月	昭和60年3月	平成5年3月	令和5年3月
令和5年度 1日平均 乗車人員	64,938人	70,011人	28,571人	23,319人

4 公募の内容

本市は、本公募要綱及びその付属資料（以下「公募要綱等」という。）に基づき、本事業を実施する複数の構成員で構成された事業者を、公募型プロポーザル方式により募集し、応募者の中から優先交渉権者を決定し、下記に示す業務分担及び費用負担のもと、設計、施工業務について、一括で契約（以下「設計施工一括契約」という。）を締結する。

（表1-2）業務分担及び費用負担

区分	業務	業務分担	費用負担	概要
計画協議	現場調査・検証	事業者	事業者	
	関係機関等協議	事業者	事業者	
	提案内容の精査	事業者	事業者	
設計	申請書類の届出等	事業者	市	
	設計	事業者	市	
	積算	事業者	市	
	維持管理計画作成	事業者	市	
施工	建築工事	事業者	市	
	設備工事	事業者	市	駅既存設備の改修を含む。
	緑化工事	事業者	市	
	竣工図書等作成	事業者	市	

※太枠内が設計施工一括契約の範囲

5 事業期間

事業期間は、設計施工一括契約の締結日から、施工が完了し、本市が指定する維持管理業者への引継ぎを行うまでの期間とする。

6 事業の流れ

（表1-3）実施事項及び予定時期

実施事項	予定時期
公募要綱等公表	令和7年3月27日（木）
優先交渉権者決定	令和7年6月中旬
基本協定書締結	令和7年6月下旬
提案に基づく現地調査・計画精査等	令和7年7月
事業計画書承認・設計施工一括契約締結	令和7年7月末
設計・諸手続き	令和7年8月～9月
工事期間	令和7年10月～令和8年2月中旬
定着期間	令和8年2月下旬～令和8年3月末
事業完了	令和8年3月末

7 提案事項

本市は、本事業の実施にあたり、次に示す提案を受け付ける。

- (1) 全体計画
- (2) 緑化計画
- (3) 維持管理計画
- (4) 提案価格

提案にあたっては、以下に示すそれぞれの要件や要求水準書を踏まえた内容とすること。

(1) 全体計画

① 基本方針

地下鉄駅の特徴や本市の施策を踏まえ、本公募要綱「第1章 事業概要 2 事業の目的」を十分に理解したうえで、事業への考え方やコンセプトを提案すること。

② 計画の実現性

- ・ 各業務における役割分担、責任分担、連携・協力並びに補完体制を提案すること。
- ・ 事業期間中における本市との連絡及び協議体制や、工事中における緊急時の対応について提案すること。
- ・ 植物の生育や季節特性を考慮した工事時期の設定など、効果的なスケジュールを提案すること。

③ 地域への貢献

- ・ 地場企業（本市に本店を置く企業をいう。以下、同じ）の活用など、地域経済への貢献について提案すること。

④ 環境対策の取組み

- ・ 福岡市地球温暖化対策実行計画に基づく省エネルギー化等の取組みを提案すること。

(2) 緑化計画

① 共通事項

- ・ 各駅の利用者動線等に配慮し、利用者の目に触れやすい改札口周辺の壁面や柱等を中心に、緑化施設（緑化を行うために必要な装置や設備等をいう。以下、同じ。）を用いて、印象的な緑空間を創出する計画となるよう提案すること。
- ・ 都市の魅力向上につながる緑の質と量を確保し、本市の緑に対する姿勢や想いを伝えるとともに、市民の意識醸成につながるようなメッセージ性の高い計画となるよう提案すること。
- ・ 地下鉄利用者への影響を最小限とする施工計画とともに、工事期間中における機運醸成のための取り組み等を提案すること。
- ・ 駅コンコース内の窓口や案内サイン、広告、利便施設など、既存施設と調和する計画となるよう提案すること。
- ・ 維持管理の視点を踏まえ、緑化施設や附帯する施設・設備、植物（以下「緑化施設等」という。）の品質が確保され、また長寿命化を図る計画を提案すること。
- ・ 令和8年2月の完成時において、植物が十分な生育状態となるために、植物の調達方法や施工前の養生期間などの計画を提案すること。

② 空港線天神駅の整備計画

- ・ 天神ビッグバンの進捗による都心部のまちづくりを踏まえながら、令和3年3月にリニューアルした天神駅東口コンコースのほか、天神地下街や接続ビルなどの意匠と調

和し、魅力ある緑空間となるよう提案すること。

③ 空港線博多駅の整備計画

- ・ 博多コネクティッドの進捗によるまちづくりを踏まえながら、交通結節点である駅の特성에配慮し、緑化によるメッセージをわかりやすくイメージさせる、印象的な緑空間となるよう提案すること。

④ 空港線福岡空港駅の整備計画

- ・ 福岡空港を利用して本市を訪れる来街者に対し、街の玄関口としての役割を踏まえ、街への期待感を高める緑空間となるよう提案すること。
- ・ 出発までの待ち時間等を快適に過ごせるような、憩いや安らぎを感じる緑空間となるよう提案すること。

⑤ 七隈線博多駅の整備計画

- ・ 福岡市地下鉄で最も新しい駅であることから、現デザインと調和を図りながら、他駅と差別化を図る緑化を行うなど、シンボリックな緑空間となるよう提案すること。

(3) 維持管理計画

① 緑化施設等の維持管理計画

- ・ 整備後の緑化施設等について、年間の維持管理スケジュールを作成するとともに、維持管理に係る費用を具体的に提案すること。
- ・ 本市による維持管理において、省人化や費用低減の方策を提案すること。

② 日常管理

- ・ 緑化施設等の日常的なメンテナンスや監視など、管理内容及びその費用について具体的に提案すること。
- ・ 本市による日常管理において、省人化や費用低減の方策を提案すること。

(4) 提案価格

「地下鉄駅コンコース緑化事業」の設計施工一括契約に係る事業費について、下記に示す上限額の範囲内で提案すること。

項目	上限額
「地下鉄駅コンコース緑化事業」の設計施工一括契約に係る事業費	268,704千円(税抜)

第2章 公募手続き等に関する事項

第2章 公募手続き等に関する事項

1 応募者の備えるべき応募資格

応募者は、以下の（１）及び（２）で規定する各要件を、本公募要綱「第2章 公募手続き等に関する事項 3 応募手続き（５）応募表明書等の提出」で示す応募資格審査書類の提出期間最終日（以下「応募資格審査基準日」という。）に満たす者でなければ参加できない。

（１）応募者の構成等

① 応募者の構成

応募者は、本事業を実施するために必要な能力を備えた法人その他の団体又は複数の団体による構成員で構成し、構成員の中から代表企業を定めること。応募及び本事業に必要な諸手続き等は、代表企業が実施するものとする。

② 構成員による複数業務の実施

応募者の構成員が、本事業にて実施する業務のうち、複数の業務を兼ねて実施することは妨げない。

③ 構成員による複数応募の禁止

構成員は、他の応募者の構成員と下記の資本関係又は人的関係にない者とする。なお、本市が事業者との設計施工一括契約を締結後、事業者とならなかった応募者の構成員が事業者の業務等を受託することは可能とする。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号。以下同じ。）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号。以下同じ。）第3条に規定する子会社をいう。以下同じ。）が会社更生法（平成14年法律第154号。以下同じ。）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号。以下同じ。）第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）親会社（会社法第2条第4号及び会社法施行規則第3条に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する場合とする。ただし、（ア）については、会社の一方が更正会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

（ア）一方の会社の役員が他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社の役員が他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定に基づき選任された管財人を現に兼ねている場合

（２）応募者の備えるべき応募資格

① 共通の応募資格

全ての構成員は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

イ 公募要綱等公表日から優先交渉権者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停

止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている期間がある者でないこと。

- ウ 公募要綱等公表日から優先交渉権者決定の日までの間に、福岡市競争入札参加停止等措置要領別表第1、第2及び第3の各号に規定する措置要件に該当する者でないこと。
- エ 最近2年間、本社所在地の市町村税を滞納している者でないこと。
- オ 最近2年間、本社所在地の消費税、地方消費税、所得税又は法人税を滞納している者でないこと。
- カ 会社更生法第17条に規定する更生手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）、破産法（平成16年法律第75号。）第15条に規定する破産手続開始の申立てがなされている者、会社法第511条に規定する特別清算開始の申立てがなされている者、手形交換所による取引停止処分を受けている者又はその他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- キ 本公募要綱「第2章 公募手続き等に関する事項 4 優先交渉権者の選定（1）評価の体制」で示す、地下鉄駅コンコース緑化事業に係る提案評価委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者ではないこと。提案評価委員会の委員又は委員が属する企業と、資本関係又は人的関係がある者ではないこと。
- ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第6号及び福岡市暴力団排除条例（平成22年条例第30号。以下同じ。）第2条第2号に規定する暴力団員である者、又は、法人でその役員に暴力団員に該当する者のある者、若しくは、同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

② 個別の応募資格

各業務にあたる構成員は、それぞれ以下に掲げる各要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は当該複数業務を実施することができる。

ア 「設計業務」を実施する者

「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：委託）」の申請区分業種：「建築設計」に登録されている者であり、当該名簿の有効期間内に公募要綱等公表日又は応募資格審査基準日が含まれていること。

イ 「施工業務」を実施する者

(ア) 「福岡市・水道局・交通局競争入札有資格者名簿（種別：工事）」の申請区分業種：「建築」又は「造園」に登録されている者であり、当該名簿の有効期間内に公募要綱等公表日又は応募資格審査基準日が含まれていること。

(イ) 申請区分業種「建築（A又はB等級）」又は「造園（A等級）」であること。

(3) 地場企業の活用

工事開始から工事期間が満了するまでの間、再委託及び必要な機材等の調達に地場企業を積極的に活用すること。

(4) 構成員の変更

① 構成員の変更に係る原則

応募資格審査基準日以降、応募者の構成員の一部又は全部が応募資格の各要件を満

たさなくなつたときは、原則として当該応募者を優先交渉権者決定のための評価の対象から除外する。

また、応募資格審査基準日以降の応募者の構成員の入替、追加、脱退及び担当業務の変更（以下「構成員の変更」という。）は、原則として認めない。

② 構成員の変更に係る特例

ア 応募資格審査基準日から提案書類提出日の前日まで

(ア) 本市は、応募資格審査基準日以降に応募者が構成員の変更を申請した場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、変更後の応募者の応募資格を審査したうえで、提案書類提出日の前日までにこれを承認することがある。ただし、代表企業の変更は例外なく認めない。

(イ) 前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に本市と協議を行わなければならない。また、申請は、本市が指定する書類を本市に提出することにより行わなければならない。

イ 提案書提出日から優先交渉権者決定日まで

(ア) 本市は、提案書類提出日以降に応募者の構成員（代表企業を除く。）の一部が応募資格を喪失した場合、当該応募者は速やかに本市に申し出なければならない。また、応募者が構成員の変更（応募資格を喪失した構成員の脱退に限る。）を申請したときは、提案内容の継続性及び応募資格を喪失しなかった構成員の責に帰すべき事由の有無等を勘案し、その理由がやむを得ないと認めるときに限り、変更後の応募者の応募資格を審査したうえで、優先交渉権者決定日までにこれを承認することがある。

(イ) 前号の申請を行おうとする応募者は、当該申請の前に本市と協議を行わなければならない。また、申請は、本市が指定する書類を本市に提出することにより行わなければならない。

2 公募及び選定の日程（予定）

日程		内容
令和7年度	3月27日（木）	公募要綱等の交付
	4月2日（水）	現地説明会
	4月7日（月）～4月11日（金）	公募要綱等に関する質問の受付
	4月18日（金）	公募要綱等に関する質問への回答
	4月30日（水）～5月2日（金）	応募資格確認申請書類の提出
	5月14日（金）	応募資格審査結果の通知
	5月19日（月）～5月21日（水）	提案書類の提出期間
	6月上旬	ヒアリングの実施
	6月中旬	優先交渉権者の決定
	6月下旬	基本協定書の締結
	7月末	事業計画書の承認 設計施工一括契約の締結

3 応募手続き

(1) 公募要綱の交付

公募要綱等は本市のホームページからダウンロードすることができる。

要求水準書に示す参考資料については、受領を希望するものにCD-Rにより手渡しするため、下記の方法で申し込むこと。

(表2-1) 参考資料の申込方法

提出方法	「様式1：地下鉄駅コンコース緑化事業の公募要綱等における参考資料受領申請兼誓約書」に必要事項を記入のうえ、当該書類を読み取ったPDFファイルを電子メールに添付して、下記提出先に提出すること。 メールタイトルは「地下鉄駅コンコース緑化事業_参考資料受領申請兼誓約書の送付」と明記すること。 メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。 なお、原本については、持参すること。
交付期間	令和7年3月27日（木）から 令和7年5月2日（金）までの午前9時から午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8 事務局」に記載のとおり

(2) 現地説明会

本件に関して、希望者に対して現地説明会を行う。なお、現地説明会に参加しなくても本公募に応募することは可能であり、参加しないことにより審査が不利になることはない。

① 開催日時・場所

日時：令和7年4月2日（水）午後2時～午後4時（予定）
場所：空港線天神駅・博多駅・福岡空港駅、七隈線博多駅
※申込多数の場合、回数を分けて開催することがある。

② 参加申込方法

現地説明会参加希望の場合は、下記の方法で申し込むこと。なお、現地説明会に参加出来る人数は1法人2名までとする。

(表2-2) 現地説明会参加の申込方法

提出方法	「様式2：現地説明会参加申込書」に、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付して下記提出先に提出すること。 メールタイトルは「地下鉄駅コンコース緑化事業_現地説明会参加申込書」と明記すること。 メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
提出期間	令和7年3月27日（木）から 令和7年3月31日（月）午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8 事務局」に記載のとおり

(3) 公募要綱等に関する質問の提出

公募要綱等に記載された内容に関する質問を次に示す要領で提出すること。これ以外による質問の提出は無効とする。

(表2-3) 公募要綱等に関する質問の提出方法

提出方法	「様式3：公募要綱等に関する質問書」に、必要事項を記入のうえ、電子メールにファイルを添付して下記提出先に提出すること。 メールタイトルは「地下鉄駅コンコース緑化事業_公募要綱等に関する質問」と明記すること。 メール送付後は電話にて受信確認を行うこと。
提出期間	令和7年4月7日（月）から 令和7年4月11日（金）午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8 事務局」に記載のとおり

(4) 公募要綱等に関する質問への回答

公募要綱等に関して提出された質問に対する回答は、全ての質問を取りまとめて回答するものとし、個別に回答は行わない。

回答にあたっては、質問者の特殊な技術やノウハウ等に係る質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、令和7年4月18日（金）を目途に本市のホームページにおいて公表する。

(5) 応募表明書等の提出

本公募への応募を希望する者は、応募表明及び応募資格審査申請書、その他応募資格審査に必要な書類（以下「応募表明書等」という）を次に示す要領で提出すること。

(表2-4) 応募表明書等の提出方法

提出方法	【別紙4 提案様式集】「1（1）応募表明及び応募資格審査時の提出書類」の各様式に必要事項を記入のうえ、下記提出先に提出すること。 なお、当該提出書類は持参することとし、郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。
提出期間	令和7年4月30日（水）から 令和7年5月2日（金）までの午前9時から午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8 事務局」に記載のとおり

(6) 提案書類の提出

提案書類は、次に示す要領で提出期限内に提出すること。

(表2-5) 提案書類の提出方法

提出方法	【別紙4 提案様式集】に従って提案書類を作成し、下記提出先に提出すること。 なお、当該提出書類は持参することとし、郵送、FAX、電子メール等による提出は認めない。
提出期間	令和7年5月19日（月）から 令和7年5月21日（水）までの午前9時から午後5時まで
提出先	本公募要綱「第3章 その他の事項 8 事務局」に記載のとおり

(7) ヒアリングの実施

本市は、応募者に対し、提案書類の内容に関するヒアリングを実施する。実施日時、開催場所及び内容等の詳細は、提案書類提出日以降に応募者の代表企業に通知する。

なお、ヒアリングは、提案書類又は提案書類の抜粋版により実施するものとし、動画の使用、模型等の持込み等は禁止する。

(8) 応募に関する留意事項

応募者は、応募表明書等の提出をもって、公募要綱等の記載内容を承諾したものとみなす。

① 費用負担

応募に関し必要な費用は、すべて応募者の負担とする。

② 使用言語及び単位

本事業の手続きに関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号。）に規定するもの、使用通貨は日本円、時刻は日本標準時とする。

③ 本市が提供する書類の取扱い

本市が提供する資料等は、本事業に関わる検討以外で使用することはできない。

④ 提案書類の取扱い

ア 著作権

提案書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、福岡市情報公開条例（平成14年条例第3号。以下同じ。）第7条の規定に基づき応募内容を公表する場合、その他本市が必要と認める場合は、本市は応募者との協議のうえで、提案書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法及び維持管理方法等を使用する場合は、その使用に関する一切の責任を応募者が負担するものとする。

⑤ 応募の中止等

天変地異等やむを得ない理由により、応募の執行ができないとき、また、応募者の談合の疑い、不正不穏行動等により応募を公正に執行できないと認められるときには、応募の執行を延期し、又は中止する場合がある。

⑥ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。なお、優先交渉権者決定後において、当該優先交渉権者が無効の応募を行っていたことが判明した場合には、優先交渉権者決定を取り消すものとする。

ア 参加資格のない者が応募したもの

イ 応募書類等（応募表明書等及び提案書類をいう。以下同じ）に虚偽の記載があるもの

ウ 応募書類等が所定の日時までに到着しないもの

エ 一つの応募に同一の応募者から二通以上の応募書類等が提出されたもの

オ 応募書類等に必要な記名押印がないもの

- カ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの
- キ 応募者が明らかに協定して応募し、その他応募に際し不正の行為があったと認められるもの
- ク その他応募に関する条件に違反したもの

⑦ 応募の辞退

応募資格審査の結果、応募資格を有する者の通知を受けた応募者が応募を辞退する場合は、提案書類の受付締切日の前日までに【別紙4 提案様式集】「様式2-1：応募辞退届」を本市に持参すること。

⑧ 応募書類等の変更等の禁止

応募書類等の変更、差し替え及び再提出は、本市から指示する場合を除き認めない。

⑨ 応募書類等の取扱い

応募書類等は理由の如何を問わず返却しない。

⑩ その他

- ア 応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法第54号）に抵触する行為を行ってはならない。
- イ 応募者は応募にあたっては、競争を制限する目的で他の応募者と提案価格又は応募意志についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。
- ウ 応募者は、優先交渉権者の決定前に他の応募者に対して提案価格を開示してはならない。

4 優先交渉権者の選定

（1）評価の体制

本市は、各応募者の提案書類及びヒアリングに対する評価を行う提案評価委員会を設置しており、提案評価委員会の評価結果を参考に、優先交渉権者及び次順位交渉権者を決定する。提案評価委員会の委員は、次に示すとおりである。

（表2-6）提案評価委員名簿（令和7年3月17日設置）（敬称略）

委員			役職	専門分野
①	委員長	田上 健一	九州大学大学院 芸術工学研究院 教授	建築計画
②	副委員長	西川 真水	西日本短期大学 緑地環境学科 教授	造園計画
③	委員	伊賀上 恵子	福岡観光コンベンションビューロー 事務局長	観光
④	委員	宮本 信太郎	福岡市 住宅都市局 公園部長	行政
⑤	委員	濱田 靖之	福岡市 交通局 施設部長	行政

（2）評価の方法

提案内容は、内容評価と価格評価に基づき評価を実施する。評価項目や配点等の詳細は、【別紙2：審査基準書】を参照すること。

(3) 選定結果の公表等

選定結果は、応募者の代表企業に対して書面により通知するほか、本市ホームページで公表する。選定結果に対する異議等は、一切受け付けない。公表内容は、以下のとおりとする。

- ・ 優先交渉権者及び次順位交渉権者
- ・ 優先交渉権者の決定理由
- ・ 提案のパス、イメージ図等

なお、基本協定書締結までに優先交渉権者が、又は設計施工一括契約締結までに事業予定者が以下の事由に該当する場合は、次順位交渉権者を優先交渉権者に変更することがある。

- ・ 優先交渉権者又は事業予定者が、本公募要綱に記載する応募資格を満たさなくなったと本市が判断した場合。
- ・ 優先交渉権者又は事業予定者の提案内容が、公募要綱等に記載する条件等を満たさないことが判明した場合。
- ・ 優先交渉権者又は事業予定者との協議が合意に至らなかった場合。
- ・ 本事業の実施に必要な協議及び手続きが整わなかった場合。
- ・ 優先交渉権者又は事業予定者が、事業遂行に必要な手続きを行わない場合。

(4) 提案内容の取扱い

本市に提出された提案資料は、本市と事業予定者との協議により内容を修正することがあり、全てが必ず実施できることを担保するものではないことに留意すること。

5 優先交渉権者の選定後の流れ

(1) 優先交渉権者の選定

本市は、提案評価委員会による内容評価及び事務局による価格評価を経て、最も高く評価された提案書類を提出した者を優先交渉権者として選定する。本市が優先交渉権者と基本協定書又は設計施工一括契約を締結するに至らなかった場合は、次順位交渉権者が優先交渉権者としての地位を取得するものとする。

(2) 基本協定書の締結

本市は、優先交渉権者の決定後、設計施工一括契約を締結するまでの優先交渉権者の権利や義務等の基本的な事項を定めた事業に関する基本協定書を優先交渉権者と協議のうえ、締結する。

基本協定書の締結後、優先交渉権者は事業予定者となる。

(3) 事業計画書の作成

基本協定書の締結後、事業予定者は必要な調査や関係機関との協議等を実施のうえ、自らの責任と費用負担において、提案内容を踏まえた事業計画書を本市と協議を行いながら作成すること。

事業計画書の作成にあたって、本市は計画内容と工事費内訳について精査確認する。

また、提案評価委員会の委員の意見をはじめ、本市との協議等を踏まえ、提案書類の各事項について修正を行うこと。

(4) 事業計画書の承認

(3) の事業計画書の作成が完了し次第、事業予定者は本市へ事業計画書を提出し、本市の承認を得ること。

(5) 設計施工一括契約の締結

(4) の手続きが完了し次第、本市は事業予定者と、設計施工一括契約を締結する。
設計施工一括契約の締結後、事業予定者は事業者となる。

(6) 設計及び協議

(5) の手続き完了後、事業者は、本市と協議のうえ、設計施工一括契約に基づき設計を行い、本市の承諾を得ること。

設計にあたって、本市は、設計内容と工事費内訳について、再度精査確認する。

(7) 維持管理計画の作成

(6) の業務に合わせて、事業者は、本市と協議のうえ、令和8年度以降の管理方法や頻度、経費など、維持管理に係る事項等を定めた維持管理計画を作成し、本市の承諾を得ること。

(8) 工事

事業者は、設計施工一括契約及び(6)において本市が承諾した設計図書に基づき工事を行う。

なお、事業者は、令和8年2月中旬までに工事を完成させ、事業期間の完了まで維持管理を行う。

(9) 引渡し

本市は、設計施工一括契約に基づき、工事完成後に検査を実施し、検査合格後、事業期間の完了日に引渡しを受ける。

第 3 章

その他の事項

第3章 その他の事項

1 リスク分担

本事業の実施における主なリスクについては、本市と事業者との間で締結する協定及び契約において定めるものとし、書面に示されていない事項については、本市と事業者の協議のうえで決定する。

2 私権の制限

事業者は、本市の事前の承諾がある場合を除き、本事業に係る協定の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならない。

3 損害賠償責任

事業者は、本事業の実施にあたり、事業者の故意又は過失により、本市又は第三者に損害を与えたときは、事業者がその損害を、本市又は第三者に賠償するものとする。

また、本市は、事業者の故意又は過失により発生した損害について、第三者に対して賠償を行った場合、事業者に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

4 委託の禁止等

事業者は、本事業の全部又は重要な一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

事業者は、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事前に本市の承諾を得ること。また、本市の承諾を得て、本事業の一部を第三者に委託もしくは請け負わせる場合は、事業者の責任において当該委託・下請先に設計施工一括契約の規定を遵守させること。

5 保険の担保

事業者は、保険により費用化できるリスクには事業者の判断により合理的な範囲で保険を付保するものとする。

6 疑義対応

協定・契約等の解釈について疑義が生じた場合は、本市と事業者は誠意を持って協議するものとし、協議が調わない場合は、当該協定書・契約書等に規定する具体的措置に従う。

7 管轄裁判所の指定

本事業に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

8 事務局

福岡市交通局施設部計画課

住所：福岡市中央区大名2丁目5番31号（交通局5階）

電話：092-732-4158

電子メール：keikaku.TB@city.fukuoka.lg.jp

（令和7年4月1日以降）

福岡市交通局施設車両部計画課

住所：福岡市中央区大名2丁目5番31号（交通局5階）

電話：092-732-4158

電子メール：keikaku.TB@city.fukuoka.lg.jp